

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富 山 県 報

平成27年 9 月 30 日

水 曜 日

号 外

## 目 次

### 規 則

- 富山県会計規則及び富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する等の規則 1
- 富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び富山県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 2
- 富山県行政組織規則の一部を改正する規則 3
- 富山県住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する規則 5
- 富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則 7

### 告 示

- 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの利用料金の額 8

### 訓 令

- 富山県立児童福祉施設の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令 10
- 富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 11
- 富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令
- 富山県文書管理規程等の一部を改正する訓令 13

### 公 営 企 業 管 理 規 程

- 富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程 14

~~~~~

## 規 則

~~~~~

富山県会計規則及び富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する等の規則を次のように定め、公布する。

平成27年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第51号

富山県会計規則及び富山県病院事業の財務に関する規則の一部を改正する等の規則

(富山県会計規則の一部改正)

**第1条** 富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表第2高志学園の項を削る。

（富山県病院事業の財務に関する規則の一部改正）

**第2条** 富山県病院事業の財務に関する規則（昭和42年富山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条、第10条第1項及び第78条の2中「富山県総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター」を「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター」に改める。

（富山県高志リハビリテーション病院条例施行規則の廃止）

**第3条** 富山県高志リハビリテーション病院条例施行規則（昭和59年富山県規則第49号）は、廃止する。

#### 附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（出 納 課）

富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び富山県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

#### 富山県規則第52号

富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び富山県奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

（富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正）

**第1条** 富山県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（平成7年富山県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「第 15 条の 6 第 3 項」を「第 15 条の 7 第 3 項」に改める。

(富山県奨学資金貸与条例施行規則の一部改正)

**第 2 条** 富山県奨学資金貸与条例施行規則（平成 7 年富山県規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項第 4 号中「第 15 条の 6 第 1 項第 2 号」を「第 15 条の 7 第 1 項第 2 号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

(人 事 課)

富山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成 27 年 9 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第 53 号

富山県行政組織規則の一部を改正する規則

富山県行政組織規則（平成 6 年富山県規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 25 款 医療型障害児入所施設（高志学園）（第 156 条—第 159 条）

第 26 款 児童発達支援センター（高志通園センター）（第 160 条・第 161 条）」

を

「第 25 款 リハビリテーション病院・こども支援センター（第 156 条・第 157 条）

第 26 款 削除

に、「中央病院及び高志リハビリテーション病院」を「中央病院」に改める。

第 6 条第 1 項の表厚生部の項中「医師・看護職員確保対策班」を「医師・看護職員確保対策班 県立大学看護学部整備班」に改める。

第 35 条第 6 号中「高志学園、高志通園センター、」を「リハビリテーション病院・こども支援センター及び」に改め、「及び高志リハビリテーション病院」を削る。

第 79 条の表富山県本人確認情報保護審議会の項中「第 30 条の 9 第 2 項」を「第 30

条の40第2項」に、「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改め、同表富山県障害者介護給付費等不服審査会の項の次に次のように加える。

富山県障害のある人の相談に関する調整委員会	障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例（平成26年富山県条例第77号）第14条第2項の規定によりその権限に属する事項に関する事務	障害福祉課
-----------------------	---	-------

第80条第25号及び第26号を次のように改める。

- (25) リハビリテーション病院・こども支援センター  
(26) 削除

第4章第2節第25款及び第26款を次のように改める。

**第25款** リハビリテーション病院・こども支援センター

(所掌事務)

**第 156条** リハビリテーション病院・こども支援センターは、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 県民に対する医療の提供に関すること。
- (2) 入所させた障害児の保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療に関すること。
- (3) 児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援に関すること。
- (4) 生活介護及び短期入所に関すること。

(名称及び位置)

**第 157条** リハビリテーション病院・こども支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富山県リハビリテーション病院・こども支援センター	富山市

**第 158条及び第 159条** 削除

**第26款** 削除

**第 160条及び第 161条 削除**

第4章第2節第32款の款名中「及び高志リハビリテーション病院」を削る。

第181条の表富山県高志リハビリテーション病院の項を削る。

第327条第1項の表総看護師長の項及び副総看護師長の項を削り、同条第2項の表高志学園の項を削る。

**附 則**

この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第79条の表に富山県障害のある人の相談に関する調整委員会の項を加える改正規定 公布の日
- (2) 第6条第1項の表厚生部の項の改正規定 平成27年10月1日
- (3) 第79条の表富山県本人確認情報保護審議会の項の改正規定 平成27年10月5日

(人 事 課)

富山県住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県規則第54号**

富山県住民基本台帳法施行規則等の一部を改正する規則

(富山県住民基本台帳法施行規則の一部改正)

**第1条** 富山県住民基本台帳法施行規則（平成14年富山県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「第30条の37第1項」を「第30条の32第1項」に改める。

第5条第1項中「第9条」を「第8条」に改める。

第6条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「第30条の40」を「第30条の35」

に改める。

第 7 条第 1 項中「第 30 条の 23 第 3 項」を「第 30 条の 39 第 2 項」に改め、同条第 2 項を削る。

様式第 1 号中「第 30 条の 37 第 1 項」を「第 30 条の 32 第 1 項」に改める。

様式第 2 号中「第 30 条の 40」を「第 30 条の 35」に改める。

様式第 3 号（表）中「第 30 条の 23 第 2 項」を「第 30 条の 39 第 1 項」に改め、同様式（裏）を次のように改める。

（裏）

住民基本台帳法（抜粋）

（報告及び検査）

- 第 30 条の 39** 都道府県知事は、前条第 4 項又は第 5 項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第 2 項又は第 3 項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第 4 号を削る。

（富山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

**第 2 条** 富山県心身障害者扶養共済制度条例施行規則（昭和 54 年富山県規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 30 条の 8 第 1 項」を「第 30 条の 15 第 1 項」に、「第 30 条の 5 第 1 項」を「第 30 条の 6 第 1 項」に改める。

第 10 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 12 条第 4 項中「第 30 条の 8 第 1 項」を「第 30 条の 15 第 1 項」に改める。

（富山県屋外広告物条例施行規則の一部改正）

**第 3 条** 富山県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年富山県規則第 36 号）の一部を次

のように改正する。

第19条第5項中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に、「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。

第22条第3項中「第30条の8第1項」を「第30条の15第1項」に改める。

### 附 則

この規則は、平成27年10月5日から施行する。

(市町村支援課)

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成27年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

### 富山県規則第55号

富山県薬事研究所条例施行規則の一部を改正する規則

富山県薬事研究所条例施行規則（昭和60年富山県規則第47号）の一部を次のように改正する。

別表の1の(1)中

「乾式造粒機	1,830円」
--------	---------

を

「乾式造粒機	1,830円
半自動PTP包装機	3,050円」

に改め、同表の1の(2)中

「リアルタイムPCR装置	350円」
--------------	-------

を

「リアルタイムPCR装置	350円
分子間相互作用解析装置	5,010円」

に改める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

(くすり政策課)

~~~~~  
告 示  
~~~~~

富山県告示第380号

富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの利用料金の額  
について

富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例（平成26年富山県条例  
第60号。以下「条例」という。）別表の知事が定める額は、次のとおりとし、平成  
28年1月1日から施行する。

富山県高志通園センターの利用料金の額について（平成18年富山県告示第 558号）  
及び富山県高志学園の使用料の額について（平成18年富山県告示第 244号）は、平  
成27年12月31日限り、廃止する。

平成27年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 条例別表の第4条第1号から第3号までに掲げる業務の項の知事が定める額

区分	種別	金額（1人1回につき）
児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。以下「政令」という。）第24条第1号に該当する者	昼食	440円
政令第24条第2号又は第3号ロに該当する者	昼食	60円
政令第24条第4号に該当する者	昼食	無料

2 条例別表の第4条第4号に掲げる業務の項の知事が定める額

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号。以下「総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護

区分	種別	金額（1人1回につき）



<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「総合支援法政令」という。）第17条第1号に該当する者（次項に規定する者を除く。(2)の表において同じ。)</p>	<p>昼食</p>	<p>540円</p>
<p>総合支援法政令第17条第1号に該当する者（支給決定障害者等（総合支援法第5条第21項に規定する支給決定障害者等をいう。）及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者（総合支援法政令第17条第4号に規定する特定支給決定障害者をいう。以下この項において同じ。）にあつては、その配偶者に限る。）について指定障害福祉サービス等（総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下この項において同じ。）のあつた月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）の額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第26条の2に掲げる規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）を合算した額が28万円未満（特定支給決定障害者にあつては、16万円未満）である者に限る。）及び総合支援法政令第17条第2号から第4号までのいずれかに該当する者（以下「低所得者等」という。）</p>	<p>昼食</p>	<p>240円</p>

(2) 総合支援法第5条第8項に規定する短期入所 アの費用の額及びイの費用の額の合計額

ア 食事の提供に係る費用の額

区分	種別	金額（1人1回につき）
総合支援法政令第17条第1号に該当する者	朝食	370円
	昼食	540円
	夕食	540円
低所得者等	朝食	230円
	昼食	330円
	夕食	330円

イ 居住に係る費用の額 1人1日につき 300円

(障害福祉課)

~~~~~  
訓 令  
~~~~~

富山県立児童福祉施設の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県訓令第15号**

富山学園

黒部学園

砺波学園

高志学園

富山県立児童福祉施設の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

富山県立児童福祉施設の職員の勤務時間に関する規程（平成21年富山県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

訓令先を次のように改める。

富山学園

黒部学園

砺波学園

第1条中「、富山県立砺波学園及び富山県立高志学園」を「及び富山県立砺波学園」に改める。

第2条中「、富山県立砺波学園長及び富山県立高志学園長」を「及び富山県立砺波学園長」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

**富山県訓令第16号**

本 庁  
出 先 機 関  
労働委員会事務局

富山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

富山県職員安全衛生管理規程（昭和62年富山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第3及び別表第7中「砺波学園 高志学園」を「砺波学園」に改める。

**附 則**

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

(人 事 課)

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

---

富山県訓令第17号

本 庁  
出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表厚生部障害福祉課の項出先機関の長専決事項の欄中「、砺波学園及び高志学園」を「及び砺波学園」に改め、同表農林水産部農産食品課の項部局長専決事項の欄第12号中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改め、同欄第13号中「報告及び立入検査」を「立入検査等」に改め、同欄中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、第13号の次に次の2号を加える。

- (14) 食品表示法第6条の規定による表示に係る指示及び命令に関すること。
- (15) 食品表示法第8条の規定による立入検査等に関すること。

別表第3の(2)の表中

「	砺波学園長		次	長				」
	高志学園長	管理課の所掌 に属する事務	副	園 長	事 務 部 長		管 理 課 長	
		局の所掌 に属する事務	副	園 長	療 育 局 長		主務科（課） 長又は総看護 師長	

を

「	砺波学園長		次	長				」
---	-------	--	---	---	--	--	--	---

に改める。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。ただし、別表第2の1の表農林水産部農産食品課の項部局長専決事項の欄の改正規定は、公表の日から施行する。

(人 事 課)

富山県文書管理規程等の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成27年9月30日

富山県知事 石 井 隆 一

## 富山県訓令第18号

本 庁  
出先機関

富山県文書管理規程等の一部を改正する訓令

(富山県文書管理規程の一部改正)

**第1条** 富山県文書管理規程(昭和62年富山県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

高志学園	高学
高志通園センター	高志セ

を

「リハビリテーション科・こども支援センター リハ支」に、

中央病院	中病
高志リハビリテーション病院	高志リ

を「中央病院 中病」に改める。

(富山県事務引継規程の一部改正)

**第2条** 富山県事務引継規程(昭和42年富山県訓令第12号)の一部を次のように改正する。

別記様式中

ウ 高志学園長
エ 中央病院長及び中央病院事務局長

を

「ウ 中央病院長及び中央病院事務局長」に改める。

(富山県職員被服等貸与規程の一部改正)

**第3条** 富山県職員被服等貸与規程(昭和38年富山県訓令第2号)の一部を次のように改正する。

別表の10の項及び13の項中「、高志学園」を削り、同表の14の項中「、砺波学園及び高志学園」を「及び砺波学園」に改め、同表の15の項中「、高志学園」を削り、「、砺波学園及び高志学園」を「及び砺波学園」に改め、同表の17の項中

「	靴	2	1	高志学園に勤務する 者に限る。
	水着	1	2	
	運動服	1	3	

を

「	靴	2	1	」
---	---	---	---	---

に改め、同表の19の項中「、高志学園」を削り、「、砺波学園及び高志学園」を「及び砺波学園」に改める。

### 附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

(文書総務課)

~~~~~  
**管 理 規 程**  
 ~~~~~

富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程を次のように定め、公表する。

平成27年9月30日

富山県公営企業管理者 荒 木 勝

### 富山県公営企業管理規程第5号

富山県企業局組織規程の一部を改正する管理規程

富山県企業局組織規程（平成元年富山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第17条の表中「富山県営富山駐車場」の項を削る。

### 附 則

(施行期日)

- この管理規程は、平成27年10月1日から施行する。  
(富山県営駐車場管理規程の一部改正)
- 富山県営駐車場管理規程（昭和51年富山県公営企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び様式第1号の2」、「及び様式第2号の2」及び「及び様式第

3 号の 2」を削る。

様式第 1 号の 2、様式第 2 号の 2 及び様式第 3 号の 2 を削る。

(企・経営管理課)

---

